平成２６年（フ）第２７号
大阪府岸和田市北町14番19―502号
債務者　増田　巧己
1　決定年月日時　平成26年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第４６８号
奈良市中山町1677番地の２　ベルメゾンⅡ101号
債務者　らーめん庵こと　馬場　成男
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月26日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第８号
奈良市富雄川西１丁目19番２―105号
債務者　浦本　紀美
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月26日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第８０号
福岡県大牟田市大字櫟野3128番地１
債務者　西村　優子
1　決定年月日時　平成26年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月26日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２５年（フ）第８１号
福岡県大牟田市小浜町47番地１　県営住宅小浜第２団地２棟412号宮本方
債務者　松永　豊一
1　決定年月日時　平成26年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月26日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２６年（フ）第１号
山梨県甲府市塩部４丁目12番24号
債務者　岩間　　勉
1　決定年月日時　平成26年１月27日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１０８７号
千葉県市原市中高根379番地11
債務者　中野　和子
1　決定年月日時　平成26年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１０８８号
千葉県市原市中高根379番地11
債務者　中野　光広
1　決定年月日時　平成26年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１１４２号
千葉県市原市椎津126番地
債務者　石渡　利弘
1　決定年月日時　平成26年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１１４９号
千葉県習志野市東習志野２丁目15番23号
債務者　園田　　悟
1　決定年月日時　平成26年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１１５９号
千葉市稲毛区山王町97番地１　オークスクエア306号
債務者　郡　　和義
1　決定年月日時　平成26年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１２号
兵庫県姫路市上手野278番地１　メゾン　ドキャッスル105号、従前の住所兵庫県姫路市書写177番地１
債務者　大畠　則文
1　決定年月日時　平成26年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１７号
兵庫県加古川市平岡町一色696番地　聖寿荘102号
債務者　村上　和也
1　決定年月日時　平成26年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２号
長崎県西彼杵郡時津町浜田郷1372番地１　ミッドタウン船本Ｂ棟202
債務者　大村　　猛
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第９号
長崎県長崎市樫山町1470番地10
債務者　川上チエ子（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１１０６号
千葉県市原市君塚１丁目26番地５　ベルジュⅡ205号室
債務者　渕上　輝幸
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１１７３号
千葉市緑区土気町339番地３　ドメイン土気206号
債務者　高草木義雄
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係